

東北ロードトリップ推進業務委託仕様書

1 委託業務名

東北ロードトリップ推進業務

2 委託業務の目的

国内全体として人口減少を迎え、観光を通じ国内外との交流人口の拡大による地域活性化が重要視されているなかで、特に東北は全国に先んじて人口減少が進んでおり、本市においても東北全体の地域活力を維持拡大するため、交流人口拡大に向けた取り組みを進めてきた。

本業務は、昨年末の復興道路「三陸沿岸道路」と復興支援道路「釜石自動車道」及び「宮古盛岡横断道路」（以下、「三陸沿岸道路等」という。）の全線開通を好機ととらえ、広域観光の推進を目的として、「仙台市交流人口ビジネス活性化戦略 2024」に基づき企画・実施するものである。

東北は、豊富な観光資源に恵まれているが、それらは広く点在し、公共交通機関が整備されていない場所も多く、そのため車を利用することでより自由で魅力的な旅を創出することが可能となる。

本業務では、別表 1 に記載する三陸沿岸道路等の沿線地域や三陸沿岸道路等への周遊の起点となる地域に点在する自然景観、食、温泉、体験などのスポットやイベント情報をウェブサイトで紹介し、SNS等を活用したプロモーションや各種キャンペーンを実施することで、東北を車で自由に周遊する旅をロードトリップとして推進し、三陸沿岸道路等への周遊の起点となる地域への誘客や、三陸沿岸道路等の沿線地域への周遊促進、滞在時間の延伸及び宿泊増加を図り、地域活性化を目指す。

3 委託業務期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 1 7 日まで

4 委託業務内容

(1) ウェブサイトの制作に向けた情報収集・取材・記事作成

別表 1 の地域について、個性豊かな自然景観や食、温泉、体験などの観光コンテンツ等を、地域やジャンルに大きな偏りが生じないように注意しながら、新たに取材、写真撮影を行い、紹介記事を 100 本以上作成すること。なお、時期等の問題で写真撮影が困難な場合には、過去の写真について事業者等から提供を受けることは差し支えない。

また、観光コンテンツの紹介記事とは別に、テーマ性のある特集記事や、対象地域等のイベント、本業務におけるキャンペーン概要を掲載した特集記事等について、月に 1

本、計5本程度の作成を予定し、詳細は発注者と協議の上、決定すること。

その他上記を含む別表2について、情報収集や紹介記事の作成を行うこと。

(2) ウェブサイトの制作

別表3の要件を満たすウェブサイトを作成し、(1)で制作した別表2等について掲載すること。

なお、ウェブサイトについては、10月初旬を基本的な公開タイミングとするが、ウェブサイトの一部及び(3)に記載するSNSについては、9月中旬までに先行して開設・公開することとし、順次情報発信を開始すること(例:ウェブサイトを9月中旬に開設し、観光コンテンツの紹介記事は順次追加するなど)。詳細は発注者と協議の上決定すること。

(3) プロモーションの実施

以下の①～③に取り組むこと。本事業におけるプロモーションについては、メインターゲットを仙台圏及び東北域内在住者、サブターゲットを仙台駅や仙台空港から東北に流入する域外居住者とし、詳細については発注者と協議し、決定すること。

なお、本事業により構築、運営されるWEBサイトやプロモーションの企画が日本全国の旅行者に好意的に認められ、信頼を得られるよう、キャッチコピーやロゴ等を活用しながら、多くの方の興味関心を引くとともに、利用者からの高い満足度を得られる事業実施、ブランディングに努めること。

① SNSを活用したプロモーション

SNSアカウントを開設し、観光コンテンツやイベント情報等、本事業の認知拡大及び利用促進に向けて定期的に情報発信を行うこと。また、ハッシュタグの設定や旅行者の投稿を引用した投稿、キャンペーン等を行うことなどにより、旅行者のSNSや口コミでの情報発信を促進し、本事業の更なる周知やプロモーション効果の拡大を図ること。

② WEBプロモーションやその他プロモーションの実施

WEBプロモーション等、本事業で制作するウェブサイトへのアクセス数増加や本事業の目的達成に資するプロモーションを実施すること。

③ 広報物の制作

事業の周知を目的とした紙媒体の広報物を5,000部以上制作すること。広報物については、チラシまたはカード等配布可能な簡易的なものを想定し、詳細は発注者と協議の上決定すること。

(4) 相乗効果が期待できる独自の取り組み等

上記の業務に加え、本事業の目的達成に貢献し、相乗効果が期待できる独自の取り組みを実施すること。

(5) 実施結果の分析及び報告書の作成

上記の業務内容及び効果検証（グーグルアナリティクス等によるWEBのアクセス分析、プロモーション等の実績等）の結果を取りまとめ、事業報告書（A4版）を作成し、紙及び電子ファイル（PDF形式）を指定する納入期限までに提出すること。

納入期限：令和5年3月17日

5 契約に関する条件等

(1) 著作権に関する事項

受注者は、成果物に係る著作権法第21条から第28条までに定める権利について、成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

また、本業務のために撮影した写真、イラスト等の著作物について、著作者人格権の主張を行わないものとする。

受注者及び発注者以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、あらかじめ著作権を有する者へ使用の確認及び加工の許可等について書面で確認を行うことを原則とする。

(2) 機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受注者は、本業務に関して取扱う個人情報について、事前に発注者の了解を得た場合を除き、原則として、複製、複製しないこととする。また、本業務に関連する個人情報は、使用后速やかに処分すること。

(4) 再委託の禁止

受注者は、本業務実施における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定等について再委託することはできない。その他業務の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

6 その他

(1) 仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上決定する。

(2) 本業務にあたり取得した備品・設備品等については、契約終了時に使用価値及び残存価値を有する場合、発注者が所有権を放棄する場合を除き、発注者に所有権が帰属するものとする。

《業務の補足説明》

【考慮する目標数値及び目指す効果目標について】

考慮する目標値		目指す効果目標数値	
SNS投稿数	60	サイトPV数	150,000

別表 1

※効果的なプロモーション等の実施にあたり必要な場合には、以下の市町村以外も情報収集及び情報発信の対象とすること。

1. 三陸沿岸道路等の沿線地域	
青森県	八戸市、階上町
岩手県	洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、盛岡市、宮古市、花巻市、山田町、遠野市、大槌町、住田町、釜石市、奥州市、大船渡市、陸前高田市
宮城県	気仙沼市、栗原市、南三陸町、登米市、石巻市、東松島市、女川町、松島町、利府町、多賀城市、塩竈市、仙台市
2. 三陸沿岸道路等への周遊の起点となる地域（※1との重複あり）	
青森県	青森市、八戸市
岩手県	盛岡市、花巻市、一関市
宮城県	仙台市

別表 2

	発信内容	本数
1	観光コンテンツの紹介記事	100本以上
2	特集記事	5本程度
3	ドライブモデルコース ※仙台発を3本以上、その他三陸沿岸道路等への周遊の起点となる地域発を計3本以上として予定し、発注者と協議のうえ決定すること	6本以上
4	NEXCO 東日本の周遊パスや、各レンタカー会社のキャンペーン情報	/
5	三陸沿岸道路等のドライブ観光に必要な情報（三陸沿岸道路等はICや、トイレ等がわかりにくいいため工夫すること）	
6	その他旅行者にとって有益な情報など	

別表 3

1	ウェブサイトの構成については、旅行者にとって情報が収集しやすく、車での周遊、滞在時間の延伸、宿泊促進に繋がるようなデザイン・レイアウトとし、発注者と協議の上、決定すること。
2	市町村ごと、自然景観や食、温泉などのジャンルごとに関覧できるよう、観光コンテンツ等の紹介記事に検索タブを設定すること。
3	観光コンテンツ等の紹介記事内に、グーグルマップの地点情報へのリンクを設定すること。
4	本事業については次年度以降、対象地域を日本海側や福島県側など、東北全域に拡大することも検討しているため、WEBサイトのデザインについては、拡張性などを担保しながら、発注者と協議の上決定すること。
5	レスポンスデザインとすること
6	ユーザビリティ、アクセシビリティに配慮すること
7	使用言語は日本語のみとするが、将来、外国語にも対応できるよう配慮すること
8	サイトの内容や特徴が伝わるようなドメインを取得すること
9	サーバー等の機器は、外部からのサイトの破壊、改ざん、盗聴、消去、ウイルス感染等されないようセキュリティ対策を講じること
10	その他適切かつ安全なウェブサイト運営にあたり必要な対策を講じること